

「委託状況届」の提出をお願いします

家内労働者へ仕事(内職等)を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは毎年4月1日現在の家内労働者数等の現況について、所轄労働基準監督署を経由して労働局に届け出るものです。4月30日までに提出をお願いします。

届出用紙は、最寄りの労働基準監督署で入手可能です。愛知労働局のホームページからダウンロードもできます。

また、電子申請も可能です。e-Gov 電子申請 > [手続検索] > [手続名称から探す]に「委託状況届」と入力・検索してください。あらかじめ電子署名(電子証明書)の御用意をお願いします。

なお、e-Gov に G ビズ ID でログインして電子申請を行う場合は、申請に必要な電子署名を省略することができます。電子申請をぜひ、御利用ください。

e-Gov 電子申請 | <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

G ビズ ID | <https://gbiz-id.go.jp/top/>

詳しくは、愛知労働局労働基準部賃金課(052-972-0258)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

(e-Gov 電子申請に関しては 050-3786-2225、G ビズ ID に関しては 0570-023-797)

